平成２６年（フ）第３０号
徳島県阿南市畭町亀崎82番地１
債務者　直江　茂文
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第４６号
福岡県田川市大字夏吉151番地２　第２あゆみハイツ
債務者　高田　慶二
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第８７号
富山市西中野町２丁目３番７号　森井方
債務者　佐々木淑子
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７号
富山市任海695番地１
債務者　森　正八郎
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５３号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
債務者　岸田　昌弘
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６９号
名古屋市中区橘１丁目14番25号　遠藤ビル206号
債務者　赤石　志穂（旧姓池尾）
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２２３号
名古屋市天白区植田２丁目201番地　名古屋市寿荘
債務者　寺田ナミエ
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
広島県福山市霞町１丁目５番１―301号、申立時の住所広島県福山市東手城町２丁目１番12号　レオパレス東手城203
債務者　宮田　勝矢
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５３号
広島県福山市川口町３丁目18番29号　ラ・トーレＣ101
債務者　Ｔ’ｓ　Ｆａｃｔｏｒｙこと　澤山　崇
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５７号
広島県福山市東陽台１丁目７番６号　ハイツ大門ＦＫ636
債務者　市山久美子
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５９号
広島県福山市柳津町1421番地５
債務者　畠山　一隆
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７７号
広島県福山市南蔵王町３丁目５番35号　パナハイツ高尾
債務者　市川　芳子
１　決定年月日時　平成26年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１００５号
神奈川県横浜市青葉区青葉台１丁目６番地16　ＧＨビル４Ｆ
破産者　共栄工業株式会社
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４１８号
東京都墨田区向島５丁目29番13号
破産者　株式会社多久見建設
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４１９号
東京都墨田区向島５丁目29―13
破産者　小澤　　茂
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４７６号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目31番３号406号室
破産者　株式会社東海
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９号
埼玉県草加市瀬崎２丁目47―39―101、開始決定時の住所東京都足立区中央本町２丁目17―８―208
破産者　柴崎貴美子
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７号
千葉県千葉市花見川区千種町135番３
破産者　株式会社ユニオン設備
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部